

令和元年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和元年12月2日
法人名	社会福祉法人あしど

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>次のとおり評議員会及び理事会の手続きについて、法令に反している事例があった。</p> <p>○評議員会の招集手続について 理事会の決議により次の事項を定めなければならない。</p> <p>①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合はその旨）</p> <p>令和元年6月27日に評議員会が開催されているが、理事会議事録を確認したところ、上記の項目を理事会において決議した経過が見られなかった。今後、評議員会の招集に際し適切な手続きを行うこと。本件については、前回と同様の指摘である。</p> <p>○定時評議員会の開催時期について 社会福祉法人は、計算書類等を定時評議員会の日の2週間前の日から事務所に備え置かなければな</p>	<p>評議員の招集手続について、法令に沿って理事会の決議で招集する。</p> <p>定時評議員会の開催について、法令に基づき理事会と定時評議員会の間の期間を2週間以上空け、定時評議員会の2週間前の日から計算書類等を備え置く。</p>	<p>次回の評議員会</p> <p>次回の定時評議員会</p>

<p>らないため、計算書類等の承認を行う理事会は定時評議員会の日より2週間前日より以前に開催される必要がある。貴法人においては、令和元年6月20日開催の理事会及び令和元年6月27日開催の定時評議員会にて、平成30年度会計にかかる計算書類等を承認しており、理事会と定時評議員会との期間が2週間以上空いていないため、定時評議員会の日より2週間前日より以前に計算書類等を備え置くことができていない。ついては、今後、計算書類等の承認にかかる理事会及び定時評議員会を開催するにあたっては、その開催日及び事務所へ計算書類等を備え置くことについて法令に従い行うこと。本件については、前回と同様の指摘である。</p>		
<p>社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類等を作成し、所轄庁に提出しなければならない。貴法人は、所轄庁へ平成30年度会計にかかる計算書類等の提出が遅延していたため、今後、提出期限を厳守すること。</p>	<p>計算書類等を期限内に提出する。</p>	<p>平成31年度（令和元年度）計算書</p>
<p>理事及び監事について、定款第16条に定める員数が選任されていないが、令和元年6月27日に理事及び監事の任期が切れているにもかかわらず、令和元年10月7日に新たな理事及び監事が選任されていた。今後、理事及び監事の任期について把握</p>	<p>理事及び監事の任期について把握して改選の手続きを行う。</p>	<p>次回の改選時（令和3年改選時）</p>

し、改選手続きを遅延なく行うこと。		
<p>定款第25条において、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告すると規定しているが、日常業務の理事長の専決事項について理事会で定められていなかった。理事長等の決裁権限の明確化のため、決裁規程等の整備を検討すること。本件については、前回と同様の指摘である。</p>	<p>専決事項について、理事会で定める。</p>	<p>次回の理事会</p>
<p>計算書類等は、定時評議員会の承認が必要であるが、貴法人の経理規程第60条第3項において、財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を得て確定すると定めている。ついては、法令に従い、経理規程の整備を行うこと。※ここに挙げているのは一例であり、法改正に伴う経理規程全体の見直しを検討すること。本件については、前回と同様の指摘である。</p>	<p>経理規程の見直しを行う。</p>	<p>次回の理事会</p>
<p>経理規程第31条において、会計責任者は、月次試算表を作成し、翌月末日までに理事長に提出しなければならないと定められている。平成30年度において、月次試算表は作成されていたが、理事長への提出が遅延していたため、経理規程に従い、期限内に提出すること。</p>	<p>月次試算表は作成しているが、期日を決めて提出する。</p>	<p>令和元年11月</p>
<p>「社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて」(平成29年</p>	<p>理事長の資格で登記した。 金融機関の肩書を変更する。</p>	<p>令和元年10月 令和2年1月</p>

<p>2月23日付け法務省民事局商事課長通知)において、理事長は「理事長」の資格で登記することと定めてあるが、貴法人において、理事長を「理事」の資格で登記しており、また、登記に合わせて金融機関との取引も「理事」の資格で行っている事例があったため、是正すること。本件については、前回と同様の指摘である。</p>		
<p>貸借対照表において、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来する借入金は、流動負債に表示すべきであるため、是正すること。本件については、前回と同様の指摘である。</p>	<p>1年以内に支払の期限が到来する借入金は、流動負債に表示する。</p>	<p>次回の決算時</p>
<p>固定資産管理台帳が作成されていなかったため、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成28年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長他連名通知)(以下、「留意事項」とする。)に基づき、速やかに作成すること。本件については、前回と同様の指摘である。</p>	<p>現在の固定資産管理表に必要事項を加えて台帳とする。</p>	<p>次回の決算時</p>
<p>組合等登記令第3条第3項より、社会福祉法人の資産総額の変更登記は、会計年度終了後3か月以内に行うこととされている。平成30年度末時点での資産総額の変更登記が遅延していた。今後、期限内に変更登記を完了させること。本件については、前回と同様の指摘である。</p>	<p>変更登記を期限内に行う。</p>	<p>令和2年6月</p>

注) 1 「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。

- 2 「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
- 3 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。
- 4 是正又は改善関係書類を添付すること。